

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第 89 号 「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表、
に関してコメント提出いたします。

服部 隆 （CMA、C I I A）

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

ステップを分けて議論したという基準開発プロセスについては、非常に効率的な手法であり同意します。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意します。

質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

IFRS と整合しており基本的に同意しますが、ステップ4「簡素化された判定方法」の位置付けは、基準本文の規定としてではなく、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。

【理由】

「予想信用損失適用指針案」BC37 に・・・

「IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大の判定についての基本となる考え方のみを定めているわけではなく、実務において適用に資する様々なガイダンス等を示すことで、一定の柔軟性を提供していると考えられる。・・・この点、IFRS 第 9 号においても状況によっては期末における絶対的な信用リスクの水準により全期間の予想信用損失を認識するアプローチ（絶対的アプローチ）の考え方を実務に適用することで信用リスクの著しい増大の判定を単純化できる場合があるとしていると考えられる。」

・・・と、記載されているとおりでありますが、もし「簡素化された判定方法」を基準本文の規定として明記してしまうと、「予想信用損失適用指針案」BC39 記載のとおり、

「国際的な比較可能性の観点では、信用リスクが債権等の発生認識以降に著しく増大したかどうかを判定することは予想信用損失モデルの根幹をなすため、これに関して異なる取扱いを設けた場合、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められない可能性があると考えられる。」

という恐れがあり、また、「簡素化された判定方法」の各要素の全てが IFRS で完全に否定されている、明確な GAAP 差異であるかのごとくミスリードしてしまいます。実務において適用に資するガイダンスを本文の規定として記載することは、原則主義かつ柔軟性を提供している IFRS との整合性を図ったことにはならないのではないかと危惧しております。

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

◆基本的に同意しますが、簡素化された予想信用損失の算定方法については、質問 3-1 と同様に、基準本文の規定としてではなく、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。

◆貨幣の時間価値について

また、「予想信用損失適用指針案」の、

（4）貨幣の時間価値

47. 会計基準第 27-2 項(2)に従って、予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く。

について、予想信用損失を算定する時点も決算「期末」であり、「期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く」ということは、決算「期末」と同日なので割引不要？という誤解を生じかねないので、いつ時点の「期末」なのか明確に記載すべきではないでしょうか。

質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意します。

質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意します。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

3年程度とする本案に同意しますが、別途審議が開始された「分類・測定」と同時に適用することがより効率的であるケースも想定しうるため、今後の「分類・測定」審議動向を踏まえ、柔軟に対応することが必要と考えます。

質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意します。

質問 7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

前述のとおり、ステップ4「簡素化された判定方法」「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

◆「予想信用損失適用指針案」結論の背景 BC2 項について

【コメント】

そもそも IFRS の「予想信用損失モデル」とは、世界金融危機を招いた一因とされる IFRS (旧 IAS39) の「発生信用損失モデル」に対する批判から、開発・導入せざるを得なかった背景なども記載すべきと考えます。

【理由】

IFRSでは、信用損失が客観的に発生してからでないと認識することができないという、大きな弱点・欠陥のあった旧IAS39「発生信用損失モデル」により、金融機関の引当が「Too little, too late」となり、世界的な金融危機を招き・増幅させてしまったという指摘・批判を受けたことから、より将来予測的な情報を用いる「予想信用損失モデル」を開発するに至った一方、

我が国では、バブル崩壊に伴う金融危機の教訓から、厳格な自己査定実施・将来に備えた引当金を積む実務等が定着していたこともあり、欧米金融機関に比し世界金融危機の影響は比較的小さかったことや、近年では金融検査マニュアル廃止以降、引当手法の多様化・将来予測情報を活用する「フォワードルッキング引当」等が大手行のみならず地域金融機関にも広がりつつあること、

・・・以上より、「予想信用損失モデル」開発・導入の背景などの記載がもれていると、我が国の会計基準がIFRSより品質が劣っていたかのような誤解を与える恐れがあるためです。

むしろ、我が国の会計基準が一定の高品質を維持していることは、世界金融危機において十分機能したことにより証明済みですので、我が国の会計基準設定主体としての自負と誇りを持って堂々と発信いただきたく存じます。

(参考) 【追記例】 下線部分が追記部分（あくまで一例です、脚注で説明することも考えられます）

BC2. 当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、当時は我が国の会計基準との大きな差異と認識されていた、信用損失が客観的に発生してからでないと認識することができない、という大きな弱点をもったIFRS（旧IAS39）の「発生信用損失モデル」が、結果的に世界的な金融危機を招き・増幅させてしまったこと、いわゆる「Too little, too late」問題、への反省から金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えている。しかしながら、金融商品会計について国際的に整合性を図る上では、約20年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、当委員会は、2018年8月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。

◆連結会計方針の統一について

【コメント】

本基準案において企業が選択可能な項目については、親会社と同一の処理が一律に強制されることはない、という理解でよろしいでしょうか。

【理由】

金融機関のグループには、様々な規模・事業・ビジネスモデルをもった企業が含まれるため、もし一律に親会社との処理統一が強制されてしまうと、個社の経営管理・リスク管理の実態と大きく乖離してしまうことや、コストベネフィットの観点からも、適切でないと考えられるためです。

◆コミットメントについて

【コメント】

・「金融商品実務指針案」の以下 139 項が削除されたため、当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの注記は本基準上、不要になったとの理解でよろしいでしょうか。

139. 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

・従来、注記の対象と解されていた、いわゆる出資約束（キャピタルコール）については（株式・出資金等のため）、予想信用損失の対象外との理解でよろしいでしょうか。

◆用語の定義について

【コメント】

「予想信用損失適用指針案」に、

II. 用語の定義

3. 本適用指針における用語の定義は、会計基準における用語の定義と同様とする。

とありますが、「金融商品会計基準案」には「用語の定義」の項目が見当たらず、定義と考えられる記述が本文や注書などに散っており、非常に分かりづらい構成となっていますので、この際、以下「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 24 条に従った原則通りの構成になるよう、修正すべきではないでしょうか。

(企業会計基準等の構成)

第 24 条 企業会計基準等は、原則として以下から構成される。

① 目的

② 会計基準（適用指針）

背景、用語の定義、会計処理、適用時期、審議及び議決

③結論の背景

④設例

質問 9（補足文書（案）に関する質問）

補足文書（案）に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

前述のとおり、「簡素化された判定方法」等は、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。